

第23回 内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会

- 1 日 時 : 平成22年2月22日(月) 14:03~15:12
- 2 場 所 : 消費者庁6階会議室1
- 3 出席委員: 山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、大森委員、長岡委員
- 4 議事次第:
 1. 開会
 2. 議題
 - (1) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について
 - (2) 平成21事業年度業務実績項目別評価表(案)及び総合評価表(案)について
 - (3) 役員退職金に係る業務勘案率について
 - (4) その他
 3. 閉会

<配付資料>

- 資料1: 独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準
- 資料2: 独立行政法人国民生活センター平成21事業年度における業務実績の項目別評価表(案)
- 資料3: 独立行政法人国民生活センターの平成21事業年度における業務実績の総合評価表(案)
- 資料4: 独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る業績勘案率(案)

参考資料1: 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(国民生活センター該当部分抜粋)

参考資料2: 平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について

参考資料3: 内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

参考資料4: 独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定

午後2時03分 開会

○山本分科会長 定刻を過ぎておりますので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第23回国民生活センター分科会を開催させていただきたいと思っております。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立することをまず確認させていただきます。

それでは、最初に本日の配付資料について事務局のほうから確認をお願いいたします。

○甘利地方協力室長 国民生活センター分科会の庶務を担当することになりました、消費者庁消費者情報課地方協力室の甘利です。よろしくお願いいたします。

資料の確認の前に、国民生活センターの理事の変更がございましたので、古畑理事のほうをご紹介させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○古畑理事 ことしの1月より新任でございます、総務、経理、企画調整、情報、ADRの事務局を所掌しております古畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○甘利地方協力室長 それでは、資料のほうを確認させていただきます。

配付資料、資料1ということで、独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準。それから、資料2ということで、大判になりますが、独立行政法人国民生活センター平成21事業年度業務実績項目別評価表（案）ということでございます。それから、資料3としまして、独立行政法人国民生活センターの平成21事業年度における業務実績の総合評価表（案）。それから、資料4といたしまして、独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る業績勘案率（案）ということでございます。

それから、参考資料1といたしまして、独立行政法人整理合理化計画。それから、参考資料2といたしまして、平成20年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について。それから、参考資料3といたしまして、内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について。それから、参考資料4といたしまして、独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定ということでございます。

以上、よろしいでしょうか。

○山本分科会長 ご確認の上、もし欠けている資料がございましたら、どうぞお申し出ください。

それでは、議事に入らせていただきますが、井守さんのほうからも一言ごあいさつをいただければと思います。今までもご出席というか、後ろの席で控えておられましたけれども、新しい理事さんでございますので、一言お願いいたします。

○井守理事 私、前島野理事の後任として昨年10月1日に就任いたしました。相談部と、商品テスト部を担当しております。よろしくお願いいたします。

○山本分科会長 よろしく申し上げます。

それでは、最初の議題でございます。

議題（1）各事業年度の業務の実績に関する評価基準についてです。これは毎年やって

おりますが、前年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて見直すこととされております。資料1は例年どおりのものですが、何かここは改めたほうがよいというようなご意見があったらお申し出いただきたいと思います。いかがでしょうか。

基本的には、これは例年どおりA、B、C、Dで評価をしていただくと。ただし、Aについては、特段のすぐれた業務実績がある場合にAプラスと評価できる。こういう区分でどうかということでございます。

よろしいでしょうか。そういたしましたら、特段ご意見はなしということで、各事業年度の業務の実績に関する評価基準につきましては、原案どおり承認されたこととして、今後の作業を進めさせていただきたいと思います。

次に議題(2)平成21事業年度業務実績項目別評価表(案)及び総合評価表(案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○甘利地方協力室長 資料2と資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、資料2でございますが、業務実績項目別評価表(案)でございます。これは昨年、消費者庁の設立に合わせてご審議、ご了承いただきました新しい中期計画に沿い、内容を変更しているものでございます。

評価の仕方につきましては、これまでご議論をいただいて、指標の立て方、評価基準については、ほぼ実績がございますので、中期計画、年度計画に沿って指標、評価基準の関係についてお示した案にしております。

具体的には、1列目の中期計画の各項目につきましては、平成21年9月に改正された中期計画をそのまま分解して載せているということでございます。それから、2列目の評価項目ですが、こちら基本的には平成21年度年度計画を、これも同様に21年9月に改定されたものですが、これを1列目の中期計画のところと連動させまして、評価項目として、その指標とすべきものを3列目、それから評価基準を4列目に書いてございます。

その右側の実績の欄につきましては、分科会でこの項目別評価表を出していただくこととなりますと、国民生活センターのほうで、その取り組み状況について7月にご説明をするというものになります。

この評価表(案)でございますけれども、6ページございますけれども、順に説明をさせていただきますが、昨年この項目別評価表等をご議論いただいたときに、かなり細かく内容を見ていただいているかと思っておりますので、昨年9月に変更になりました中期計画の部分を中心にご説明させていただくというようなことでさせていただきたいと思います。

1ページ目は、昨年ご議論いただいたものと同様でございますが、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、一般管理費及び業務経費、それから人件費、給与水準、随意契約の見直し、保有資産の有効活用。

それから、2つ目の柱といたしまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ということで、(1)としまして、消費生活情報の収集・分析・提供と。それで、①P I O - N E Tの刷新ということなんです。

2 ページ目に、②の「早期警戒指標」の整備というのがございます。こちらは昨年9月に改定になりました中期計画で一部文言が修正された部分でございます。「消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、」これ以降が変わってございますが、「指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。」ということで、これまでは「早期警戒指標」の業務体制を整備するということがございましたが、このような形で中期計画は変えられてございますので、指標としましては、「早期警戒指標」の内容及び情報提供の実施状況について、指標としてはいかがかと。それから、「早期警戒指標」の効果的活用に資するため、利用ツール等の作成や利用環境の整備について検討を行うということになっておりますので、そちらについても検討状況等を指標としてはいかがかとという案にしてございます。

それから、③の「事故情報データベース」の整備。こちらのほうも昨年の中期計画の見直しで変えてございます。内容は、「「事故情報データベース」を平成21年度までに構築し、」これ以下が変わってございますが、「関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用して、事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する。」ということで、従来、幅広く情報を収集するというので、データベースを構築するというところまででございましたけれども、そういったところをさらに変更しているということでございます。指標としましては、「事故情報データベース」の整備状況をフォローするという形にはいかがかとということでございます。

それから、次の行でございますが、「「事故情報データベース」に入力された情報は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。」ということに中期計画を変更してございますので、ここについてもその情報の内容及び提供状況の実施状況について、指標としてはどうかという案になってございます。

以下、④として「消費者トラブルメール箱」の運用。

それから、⑤で調査研究というのがございます。

(2)に国民への情報提供の強化というのがございます。①は報道機関等を通じた情報提供。それから、②にホームページ、出版物等による情報提供というもの。これは、以前の中期計画では、出版物の後にテレビ番組というのがございましたけれども、予算等の関係で落ちたということで、その部分が変わっているものでございます。

それから、3 ページ目でございますが、その後、③としまして、消費者庁の行う注意喚起への協力というのが、昨年の中期計画の見直しで新たに項目立てがされてございます。こちらは、消費者安全法の第15条第2項の関係で、国民生活センターに明示的に事務が義務づけされたということを受けて追加された項目でございますが、「消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用して消費

者に情報を提供する。」という項目になってございますので、情報提供の実績について消費者庁としてご判断をいただくような案としてございます。

それから、(3)に苦情相談の充実・強化。①として苦情相談、それから②としまして、個人情報の取り扱いに関する苦情相談。

(4)でございますが、裁判外紛争解決手続の実施ということで、この部分につきましては、従来、裁判外の——ADRですけれども、整備を行うという計画になってございましたが、昨年の見直しによりADRが開始されましたので、実施ということで変更になっているものでございます。内容としましては、「消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の改正を踏まえ、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。」ということでございますので、その手続の実施状況について指標としてはいかがかということでございます。

それから、(5)でございますが、関係機関との連携ということで、①に消費者庁の項目が新たに中期計画の改正によりまして追加されました。こちらのほうも消費者安全法の規定を受けた追加でございますが、内容としまして、「消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、PIO-NET等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等を取りまとめた結果について、情報共有のための会議の場などを通じ、消費者庁と密接な情報共有を図る。」ということになってございます。指標といたしましては、関係機関との連携につきまして、通知状況、それから定期的な連絡会議等の消費者庁の情報共有を図るとなっておりますので、そうした情報共有の状況について指標としてはいかがかということで案を作成してございます。

4ページ目の頭のところの「消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う。」、これも新たな項目として追加されてございます。こちらにつきましても、情報提供の状況を指標として評価してはいかがかという案にしてございます。

それから②の消費生活センター、それから③の国の行政機関ということで、国の行政機関のところにつきましても、中期計画のほうが昨年9月の改正で変えられてございます。中身は、「消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。」ということでございます。この項目につきましては、情報の内容及び情報交換の状況を指標としてはいかがかというふうなことで案を作成してございます。

そのほか、④独立行政法人、⑤法令照会への対応、⑥情報公開のところは大きな変更はございません。

それから、(6)研修の充実につきましても、大きな変更はございません。

5ページ目でございますが、中ほどに(7)の商品テストの強化というのがございます。商品テストの強化につきましては、生活実態に即した商品テストの実施ということで、そのすぐ下の段になりますが、「消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求

めに応じ必要な協力を行う」という項目が中期計画で新たに追加されております。こちら
も消費者安全法の第14条第1項に基づき追加をされたものでございますので、この新たな
項目につきましては、消費者庁への協力の状況を指標として評価をいただくということに
してはいかがかということでございます。

それから、②、③の商品テストの効率的な実施、商品テスト実施機関の情報収集・提供
については変えてございません。

(8)の中核機関としての役割強化というところが今般の中期計画の改正で一つ変わっ
てございます。内閣府から消費者庁に移ったということで、従来の計画は内閣府の入り繰
りになってございますが、新しい中期計画の項目では「消費者庁が中心となってセンター
の業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行
った結果を踏まえ、適切に対応する。」ということでございます。こちらは消費者庁設置
法の附則を踏まえたものとして変更をしたものでございますので、中核機関としての役割
強化に向けた対応状況について評価をするということになります。

それから、次の6ページ目でございますけれども、(9)の地方公共団体に対する支援
というのは、新たな項目として去年の中期計画の改正で追加になってございます。こちら
も消費者安全法の第9条、あるいは消費者庁関連三法案の附帯決議等を踏まえた追加とい
うことございまして、内容は「地方の消費生活相談体制の強化を図るため、研修等の機
会の拡充に加え、経験豊富な相談員等を巡回させ、現地の相談員に対し助言を行うこと等
により、地方公共団体に対する支援を強化する。」というもので、施行支援を強化してい
くというものでございます。指標としましては、現地の相談員に対する助言・指導、こう
いった状況を指標として評価をしたらいかがかということでございます。

それから、3.の予算、収支計画、資金計画。それから、4.の短期借入金の限度額。
5.の重要な財産の処分等に関する計画。6.の剰余金の使途。それから、7.のその他
内閣府令で定める業務運営に関する事項。こういったところにつきましては、大きな変更
をしてございません。

それから、資料3に移らせていただきます。

資料3は21事業年度における業務実績の総合評価表(案)ということで、こちらの総合
評価表につきましては、総合的なご評価をいただくということですので、評価項目につ
きましては、これまでと同じ項目別評価の総括というところに項目を挙げておりますけれ
ども、中期計画の項目を反映させているものでございます。今回の案の中で変えてござい
ますが、2枚目になります、IVとして下から2段目の項目でございますが、評価委員
会等からの指摘事項に関する対応状況というのを明らかにしていただいた上で、評価を
していただくという案にしてはいかがかということで、事務局案として提示させていただ
きました。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

昨年度と比較して説明をいただきましたので、大変わかりやすかったかと思います。

それでは、ただいまの資料2、資料3に関するご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、大森委員。

○大森委員 参考2の5ページ、内閣府関係だと、契約に関する評価結果で指摘を受けているのは北方領土と国立公文書館。これとの関係で、1ページの随意契約の見直しのところの、ここがガバナンスというか、法令遵守というか、監事さんの役割と少し関係しているところなんですよ。この項目は何か充実させなくてよろしかったんですか。

この前、北方のことをやったときに、ここに項目立てを新しく承認したんですよ。それで、参考1のほうに関係するのかな、これは。4ページ、5ページに当たるようなところについて、私どもの評価委員会で評価をするような項目がなくても大丈夫かどうかですけど、これはちょっと全体にかかわることなんですけれども。

○山本分科会長 これは、まずどちらかから少し答えをいただいて、それでさらに議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○甘利地方協力室長 国民生活センターの契約状況の全件見直しについて現状をご説明させていただきますと、昨年11月に独立行政法人国民生活センター契約監視委員会というのを設置いたしまして、監事に加えて、委員の方3名を加えた5人体制で委員会を設置しました。現在、平成20年度に締結した競争性がない随意契約、あるいは競争性のある契約のうち、1者応札、応募となった契約について、これまで6回の監視委員会を開催いたしまして、チェックをいたしているところでございます。

それで、さらに21年度末に契約締結が予定されている調達案件の事前の提携についても、今後それをやっていくという状況にはなっております。監事を含めたさらに有識者3名を外部から取り入れた評価を行おうということが現状でございます。評価の指標と、そのいぶりが余り適当でなければ、またご意見をいただいて変えるということはあるかと思いますが。

○山本分科会長 第三者委員会の設置ということですが昨年の我々の評価段階ではまだそういうものがなかったんですけれども、監事さんがよく見ておられるということで、監事さんから報告書を出していただいて、今後さらに充実してくださいという形で我々の評価を下したわけなんですけれども、その後、第三者委員会が設置されたということですね。

○甘利地方協力室長 はい。昨年11月に閣議決定で全体的に見直すということで、その流れにも乗っておりますので。

○山本分科会長 そうですね。ただいまのご説明を受けて、さらにご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大森委員 何かこの評価委員会にご報告はあるんですか。監視のほうの実施状況とか。

○山本分科会長 設置の通知は文書でいただいています。ただ、その中身、つまり、そちらの監視委員会でどういう案件についてどういう議論をしたかということについては、ま

だご連絡はありません。今度の夏までに、もしかしたら来ると思います。

○大森委員 今回のこの評価項目のどこかに関係づけて、それが出てきますかね。

○山本分科会長 結局、内部統制ということで、昨年の評価でもたしか、少しずつ進んでいるけれども、まだまだ十分でないという書きぶりになったかと思えます。そのうちの一つの項目が第三者機関で、さらに幾つか項目があったわけです。

それで内部統制という概念、私も特に専門分野ではないので間違っているかもしれませんが、随契だけにかかわる問題でもない。全体のガバナンスの問題です。それを、随意契約の見直しという中の文言で処理するのがいいのか、それとも、もう少し別の項目に関連づけてみるのがいいのか。そういうことも考える必要があります。

たとえば、総合評価表のほうで、先ほどご説明があったように、IVで評価委員会からの指摘事項という項目において、昨年度以来からの、あるいはもっと前からの指摘事項ですので、ガバナンス全般について対応状況を見るという考え方もあるかと思えますが。どういうやり方がよろしいかということなんですが。

○大森委員 私は項目立てをしておいたほうが良いと思うんですね、どこかで。

○山本分科会長 それでは、総括的には総合評価表のほうで見るにしても、例えば随契について、個別に国民生活センターについて指摘されている事項がありますね。そういったことを随契のところにも項目でうたう。そういうようなことは考えられますでしょうか。それ以外の内部統制関係部分については総合評価表のほうで8月に見ていただくと。

随契のところ、どういう修文を加えるかということにつきましては、何か委員のほうからご提案があれば、ここで審議をいたしますし、もし今直ちに出来ないということであれば、その趣旨を踏まえて、少し私と事務局で修文案を相談させていただいて、委員の方にお示しして、それでこの評価表をまとめる。

○大森委員 内々、北方のほうに入れましたので、ちょっと北方のほうを聞いてくださると。項目立てで。ほかで書いているような項目で入れたんですけれども。明確に入れざるを得なくなったので入れてありますので、ちょっとそれを参考にさせていただいたらどうでしょうかね。

○江口地方協力室課長補佐 わかりました。

○大森委員 私、もう一つあるんですけれども、よろしいかな。

5ページ、6ページに関係している項目の中で、今回新しく消費者庁から求めに応じて行動するというか、やるというやつが出てきているでしょう。それで、我々が評価するときですけれども、例えば5ページの真ん中の商品テストの強化の中に、①の2ポツが出てきますでしょう、消費者庁からの求めに応じて必要な協力を行うと書いてあるので、それで実際の協力状況はどうだったかと評価するんですけれども。そういうことはないと思いますけれども、論理的に言うと、消費者庁から求めがないと、何もなかったことになるんですね。そのときはどういう評価になるのか。評価しないということになるのか。求めなかったんだから、求めなかったほうが問題なので、センターのほうに問題があるわけじ

やないよね。そのとき評価ってどうやるんですか。

それに類することが出てくるんですよね。相手方、消費者庁の行動によって、センターのほうの対応が決まってくるという場合に、消費者庁はもっとちゃんとまじめにやれというか、あると思うんですよね。多分あるからできると思うんですけれども。それがどうなるんだろうかと。

○甘利地方協力室長 事実関係から申し上げますと、かなり国民生活センターのほうに商品テストを、いろいろな苦情相談をベースにしながら依頼をするというようなことで、もう既に21年度につきましては、車のフロアマットの関係とか、アクセサリ-の関係とか、そういったようなことで依頼を出している状況でございまして、年度を通じてそういう依頼がないというのを、今の段階でどういうふうに組み込んでおくかというのはあるかと思えます。

○山本分科会長 これは一般論として、従来も該当なしという項目はありましたよ。ですから、該当なしでよろしいんじゃないでしょうか。こういうご時世ですから必ずあると思えますけれども、もし仮に、1個もなかったという場合は、該当なしということも許されるわけですね、従来の書きぶりからして。

○大森委員 そうすると、その下の(8)も同じですね。これは何かおやりになるのかな。検討を踏まえ、適切に対応すると書いてあるんだけど。

○甘利地方協力室長 (8)につきましては消費者庁のほうで、今の現状を申し上げますと、まだ具体的な検討の中に入っておりませんで、ブレーストーミングぐらいの感じで話が行われているという状況だろうと思えますので、今後そういうところを詰めていかなければいけないであろうということで、我々のほうとしても課題として受けとめておりまして、消費者庁の工程表の中にも織り込んではいるところなんですけれども、テーマが割と大きなテーマでございまして、すぐにそういった結果が最終的に出るかどうかというところは、まだ今の段階ではなかなか申し上げにくいところではありますが、逐次、国民生活センターのほうとも意見交換をしながら進めさせていただくようなことで考えております。

○大森委員 なるほど。それでは、次は6ページの(9)ですけれども、地方公共団体に対する支援。これは今回重要な項目でして、それで評価項目は、モデル事業の結果を踏まえて、センターの相談員を訪問させて助言を行うと。これは市区町村のほうから来てと言われたら行くんですか。そういう話ですか。これも相手方によっているんですか。

○甘利地方協力室長 そうです。今、国民生活センターは、中期計画のところに書かれております内容としましては、1つ、地方向けの研修というのを充実させていただくということで消費者庁のほうと相談していただいて、充実させていただこうということで進めているところです。

もう一つは、経験豊富な相談員等を巡回させ、現地の相談員に対し助言を行うこと等ということで書いてございますけれども、こちらが消費生活相談の現場になります消費生活

相談窓口ですね。ある程度大きなところだと、資格を持った相談員さんがかなり大勢おられて、対応が十分できるということがあるんですけども、市町によりましては、相談窓口の体制が必ずしも十分ではない。1人体制で相談を受けたときに、ほかの相談員に相談をするのがなかなか容易ではないとか、それから難しい案件がきたときに、自分の経験ではなかなか対応が難しいというようなケースもございますので、国民生活センターのほうからそういったところを支援するというところで、経験豊富な相談員さんにその地域のほうに回っていただいて、サポートをするというようなスキームを考えていただいているところですよ。

○大森委員 これは何か定量的評価になりません。

○井守理事 巡回訪問の回数など数字は出るんですが、先ほど先生におっしゃっていただきましたように、市町村のほうから来てくださいという依頼がないと出ていけないというところがございます、定量的な評価がなじむかどうかというのは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

ただ現在、委嘱につきましては390人ほどの相談員の専門家をお願いをいたしまして、いつでも巡回できる体制はとっております。それから今年度の予定では、2,000カ所ほど回る計画を立てております。この箇所数というのがやはり、市町村から依頼がないと行けないという状況でございます。

○大森委員 これ現場のほうは細かくはないけれども、勝手に法律をつくって、勝手に相談員を置けと言っていると、たまらないと、市町村は。そういう雰囲気強いんですよ、実は。相談員を置かなければいけないと。支援すると言ってくれているけれども、簡単じゃありませんよというので、意外と消極的なところが多いんです。ほかだつて専門職が置けないのに、ここに置けるかと、相談員を。

ということは、むしろそういうところを、こちらのほうから出ちゃったほうがいいんです。向こうから言ってくるのを待たないで。行って、いないんですかと言いにいく。そうしない限り体制は整わないと思います、待っていたら。

つまり来てほしいところは、ちゃんとやれているところは呼んでも大丈夫なんだけれども、そうじゃないところが圧倒的多数です。今回、相談員を置くというようなことになっちゃったものだから、非常に戸惑っているんで、ここの体制をどうするかというのはすごく重要ですよ、市区町村の場合は。

○井守理事 今おっしゃっていただいている部分は、消費者庁のほうが行っている基金事業のことですね。基金は相談窓口の充実を推進しており、国民生活センターはこれら窓口にはいらっしゃる相談員や担当職員をサポートするために訪問して助言等を行うことにしています。

○大森委員 そこに相談に行くんですね。

○井守理事 そうですね、現在ある窓口のほうに。

○大森委員 だから、両方相まって充実させる工夫を何か考えないと進まないね、これ。

○山本分科会長 従来の数値基準というのは、非常に機械的に、中身はさておいてみたいなどころもあったので、今回は数値基準とはしない。しかし、夏には数字も出してもらって、しっかり数字も踏まえて定性的な判断をさせていただくということでいかがでしょうか。

それから、これは制度的にどうなのかはちょっと私もわからないところがありますが、依頼がなければ行けないけれども、こちらからどうですかと声をかけるのはいいわけですね。

○井守理事 各自治体に声はかけておりますので、それはそれなりに回答が戻ってきています。そういう実態を書きたいと思います。

○山本分科会長 それを一生懸命やっていただいて、数もちゃんと実績が上がるように努力していただくということで、いかがですか。夏は数字も出してもらって、そこもトータルで見ると。

○井守理事 文言記述の中で数字を書かせていただきますので。

○山本分科会長 そうですね。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかにいかがですか。

○伊集院分科会長代理 ちょっと私、話がバックするんですけども、先ほどの消費者庁からの求めに応じて必要な協力を行うというところがありますが、そのところもやっぱり、該当なしということもあるし、あるいはそうでもないという、それに対してどのくらいの対応をしたのかというようなことの定量的な評価というのは、ここは入りにくいものなんでしょうか。ちょっとまだ、今後のことなので、この辺はどういうふうに考えたらいいのかなと。

○井守理事 ここは、重大事故の原因究明以来など実際に今年度は実態がありますが、その他例えば具体的に商品テストを行って結果を出していくという方法以外に製品事故に起因する事故情報の内容などについて消費者庁と打ち合わせをさせていただいて、こちらの見解を述べさせていただくと。そういったものも幅広くとらえれば、いろいろな方法での協力体制というのがあるんだと思うんです。商品テストをしなくても、そこにかかわる技術的な知見についてお話をさせていただく、協力をさせていただくということはあると思うんです。

○伊集院分科会長代理 夏の段階で、具体的な数字、具体数を出していただければ実態をつかめるかと思うんですが、何かちょっとこのところの評価、先ほど伺っていて、とても難しいかなというふうに思ったものです。

○山本分科会長 定性的な指標が、かなり抽象的な文言で書かれているので、委員の皆様もイメージがわきにくいということだと思いますけれども。我々の評価がちゃんとできるような形の具体的な資料を出していただいて、それで評価をし、場合によって、私どもで注文をつけるべきところは注文を申しっていくということになるかと思うんですが、何かこ

の段階で指標等をこういうふうに変えたらよろしいのではないかというようなご提案がありましたら、ぜひ出していただければ検討いたしますけれども、いかがでしょうか。

とりあえず、今の段階ではこれでよろしゅうございますか。

○伊集院分科会長代理 そうですね。ちょっとわかりづらいので、すみません。

○山本分科会長 全体が抽象的なので。

○大河内委員 これを見たときもやっぱり抽象的、まだ何もやっていないときにつくったんですよね、たしか。

地方公共団体に対する支援のところの実績の記載なんですけれども、21年度は具体的にセンターから地方にもう行かれて、相談員さんの支援をやっていらして、それが何かシートのようなものになって集計されて、ここに出てくるというふうに思っていればいいんですね。

○山本分科会長 ただ、去年の指標だって抽象的です。我々はちゃんと評価したわけですから、それほどご心配には及ばないのかなと。要は7月、8月に出てくる資料が、仮に全然評価ができないという内容のものでしたら、そのときにばんと説明ないし資料要求をすればよろしいだけということじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

今このところでいろいろ文言をいじっても、余り生産的ではないので、7、8月に足りない場合はぜひおっしゃっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

ほかにございますか。

それでは、特段ございませんようでしたら、先ほど大森委員のほうから随意契約の見直しの部分について、何か適切な文言を追加すべきであるというご提案がありましたので、その具体的な修文につきましては、先ほど申しましたように、私のほうにご一任いただき、当然、委員の皆様にもお送りいたしますけれども、その修文をつけるという留保の上で、平成21事業年度の項目別評価表と総合評価表につきましては原案のとおり分科会決定とさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○大森委員 はい。

○山本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

平成21年12月31日付で前理事が退職されたことに伴いまして、その退職手当に係る業績勘案率につきまして、国民生活センターから算定の依頼を受けております。

役員退職金に係る業績勘案率につきましては、参考資料3にございます「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」におきまして、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し、決定するとされております。そこで本日、当分科会において審議し決定したいと思います。

それでは、業績勘案率の案につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○甘利地方協力室長 資料4に基づきまして、ご説明いたします。

1枚目は、国民生活センターのほうから委員会のほうへの業績勘案率の算定依頼文でご

ざいます。

2枚目でございますけれども、業績勘案率（案）ということで、対象となります前理事につきましても、1.0とするということで、決定の方法、決定の理由について、本日開催の分科会において審議したことで決定をいただきたいというふうに思っております。

算定につきましては、先ほどの業績勘案率の算定基準に沿いまして、別紙に、3枚目でございますが、業績勘案率の算定期間、平成18年9月から21年12月までということで、それぞれの年度別に、職責にかかわる項目数、次のページに項目数がございますが、項目数の評価により算定をするということで、詳細はその次のページに各年度ごとの所掌項目に関する評価結果がございますが、すべてA評価ということでございますので、それを計算した結果として、1.0にしてはどうかということで案をつくってございます。

具体的な前理事の業績につきましては、前理事の業績についてという個別項目の、年度別の詳細項目の次のページになりますけれども、それぞれの所掌職務別に総務業務、それから経理業務、相談業務、情報業務について、これらの実績があったということで評価をしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

○大森委員 これはちょっと確認ですけれども、21年12月31日までの、一応この席で仮評価しないと退職金の総額が決まらないんですね。まだ我々は本格的にやっていないんだけれども、暫定的にやるんですね。そうすると、平成21年度仮評価、12月31日、だからこれはまだ正式に評価をしているわけじゃないよね。

○井守理事 そうです。

○大森委員 だから、きょうはこの項目、前理事のお仕事上、この項目はAでいいかどうかということを議論して決めなきゃいけないんだよね。そうすると、論理的に言うと、これからやったときに、31日まではAだけれども、それ以降、あと3カ月あるんだよね、年度で言うと。変わり得るんですか。

遡及しないから大丈夫なんだけど、だけど、しょうがないんですよ、退職金を出すときに、途中なんだけれども、ただし書きがついていて、やりなさいと書いてあるのね。終わってから出してもいいんじゃないかと私なんかは思うんだけど、そうならなくて、退職金は遅らせちゃいけないということだそうなので、一応これは評価しなきゃいけないのね。きょう、この席で。ここの項目については。

そうすると、次にやる時、少なくとも事前にこれをやっておけば、これはほとんど全体の評価のときにAになるよね。

○井守理事 私が言うのは僭越ですけれども、昨年よりもバージョンアップしておりますので……

○大森委員 間違いない。

○井守理事 と思います。今ご指摘の点は、平成17年度政策評価委員会の決定で、前年度の業績との比較によって決定することとなっておりますので、ほぼ同様ということです。

○大森委員 ほぼ同様ですか。

○山本分科会長 そういうことにせざるを得ないんじゃないかと思います。我々が夏にやっているあの作業をここでやるわけにはいきませんので。あくまでも暫定的な評価ということで、どの程度やるかということなんですが。

ただいまのご説明でよろしいということにいたしましょうか。それとももう少し、何かこの資料をごらんいただいて、21年度の評価項目につきましてご質問がありましたら出していただくということも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○大森委員 法的に言うと、退職金は退職してから一定期間に必ず支給するというふうになっているんですか。

○井守理事 特殊法人時代は1カ月以内になっておりましたが、今は評価委員会の評価の決定をいただいてからということになっておりますので、大分遅れております。これは、内閣府の評価委員会と、この後に政独委のほうの総務省の本委員会のほうにかかります。

○大森委員 向こうに出すんだよね。

○山本分科会長 ほかに何か、この細かい項目でなくても、皆さん、前理事の働きぶりにつきまして、この場でも、あるいはその他の場において十分おわかりだと思いますので、この件に関連する項目でご意見がありましたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○甘利地方協力室長 言葉足らずで、21年度のところは、大森委員ご指摘のとおりでございますが、17年の業績勘案率、内閣府の独法評価委員会の決定によって、役員が在籍した期間の法人の業務実績の状況、それから前年度の業務実績との比較などによって分科会において決定ということでございますので、資料4の一番最後のページが21年4月1日から12月31日までにおける前理事の業績として整理して、この期間にこのような所掌の担当の業務について推進がされているということでございますので、そういったところを勘案してご判断いただければというふうに思います。

○大森委員 ここではこの規定があるからやむを得ないので、僕はちょっと違和感があるのね、このやり方について。だから、我々としては、比較して今までの仕事ぶりで相対的にこの期間、まだ正式に評価をやっていないけれども、おおよそ、大体の評価でいいんじゃないかというアバウトな評価をして報告してしまうわけでしょう。

だから、何かやっぱりこれをつくったときに、ある程度お仕事をして退職をした人に退職金を出すんだから、できるだけその方の立場に立って事を運ぶべきだとおっしゃっているけれども、我々の評価の作業で言うと、非常にあいまいなまま評価をしちゃうわけよね、これ。比較して。今までもそうやってきたけれども。もともとこの規定のあり方そのものが、何かちょっと釈然としていなくて、意義を申し立てるんじゃないけど、このあり方を

どこかで議論をすべきじゃないかと思うんだよね。

若干おくれるんだけど、一応評価委員会を通した後、速やかに退職金を支給するという事になっててもやむを得ないんじゃないかと。前倒しでこれをやる必要はないんじゃないかと思うんだよね。ちょっと厳しい言い方になるけど。ここで言っても仕方がないことなんだけど。

○山本分科会長 分科会マターというよりは、もし必要があるようでしたら、親委員会のほうで取り上げていただくか、あるいは行政のほうに問題提起していただくのがよいのではないのでしょうか。全体の仕組みにかかわることですからね。

前理事は、ここの業績のところにも書かれておりますし、また書かれていないことでも、ADRの立ち上げに随分尽力されたと思います。資料の記述ではADR事務局を所掌と、職務のところだけ書いてありますが、本当は、主たる業務のところにも、スムーズな立ち上げに尽力したということを書くべきですよ。これは事前に申し上げようかと思ったけれども、大勢に影響はないかなと思ってやめました。本当はもっとそこを強調するようなことがあってもいいかと思えますけれども。それ以外でも全体として非常によくやられた理事さんではなかったかと、私は個人的には印象を持っておるんですけども。

ですから、全体の制度の枠組みにつきましては、大森先生のおっしゃった問題も確かにあるかなと思いますけれども、この案件につきましては、原案について特段ご異論があるという趣旨ではないのかなというふうに伺ったんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○大森委員 制度の立ち上げと、それからこの制度の大きな改正の時期に理事としてお仕事をされたということは、総合的に評価できることですよ。私は結構だと思えますけれども。

○山本分科会長 ほかの委員の皆さんはいかがですか。

○伊集院分科会長代理 以前にも、この1とか、0.9とか、1.1とかという数字であらわされておりましたけれども、実態的に分かりづらいので、以前に大森先生もお尋ねになったことがかつてございましたけれども、どうなんでしょうね、こういう金額的なことというのは伺っちゃいけないものなんですか。

○井守理事 40カ月、3年とちょっとですが、390万ほどです。

○伊集院分科会長代理 わかりました。

○山本分科会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

特にございませんようでしたら、ただいまご審議いただきました前理事の役員退職金に係る業績勘案率につきましては、原案のとおり1.0ということで分科会決定とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、きょう予定しておる議事はほぼ終了いたしました。ほかに何か一般的なことでご発言いただくようなことはございますでしょうか。

政独委のほうからいろいろ注文をつけられていますね。それは7月、8月に、先ほど申

しましたように、当分科会においてご報告をいただき、評価するということになると思いますけれども、今の段階で、もう既に対応済みであるとか、これはもう簡単に対応できる、例えば何か規定の文言をちょっと変えれば対応できるという形式的な問題であるとか、いろいろあると思うんですが、その点について何か今の段階でこういうふうな方向で進んでおるといようなことを、差しさわりのない範囲で委員の皆様へ情報提供をいただくことはできませんでしょうか。

○井守理事 政独委で指摘されております一時金についての記載につきまして説明させていただきます。これは多分ほかの独立行政法人の一部も同じだと思うんですが、国と全く別の手当を独立行政法人国民生活センターで出しているような記述になっているのですが、実はこれは特別手当の出し方の方式が国と異なっているということです。国家公務員の特別手当は期末・勤勉という構成で出ております。しかし特殊法人時代から独立行政法人に移った多くの法人は、期末・勤勉という分け方をしないで国と同様の月数で出しているんです。ですから、特別手当が期末・勤勉という明確な分かれ方をしておりません。その部分がちょっと違和感があるかもわかりませんが、国民生活センターはこれまでラスパイレスの対応等々、国家公務員に比べて高いというお話がございました。それから昨年も本委員会の中で国家公務員に近づけるようにというお話がございました。そういう中で、今年度、月数にして国家公務員と同じ4.15カ月ということで、月数は全く同じ月数を出しております。

○山本分科会長 それは認識の違いということなんですか。

○井守理事 制度の違いだと思います。独立行政法人はもともと、特殊法人時代から労働三権を有しております労働組合との交渉で賃金を決めております。そのときに私たちは人事院勧告を参考にするというので、賃金の目安としては人勧の数字を出しております。

もう1つ敷衍させていただきますと、では特別手当に業績評価の部分はないのかと、勤勉手当の部分はないのかということですが、これは第1期のこちらの分科会のほうでご報告させていただいておりますが、国民生活センターは地域手当の財源を使いまして、別途、業績手当制度を導入しておりますので、その中には勤務成績を反映した部分も含まれております。この辺についても記載させていただきたいと思っております。

○山本分科会長 7月の段階でわかりやすくご説明いただきますが、あるいは先方のおっしゃっていることに対して、これは認識が違うとか、誤認であるとかということがあれば、どんどんおっしゃっていただければ、我々はそれをトータルで見えて評価させていただきますので。

○井守理事 誤認ではないんですけれども、ちょっと制度が違うということを指摘されております。

○山本分科会長 とうか、去年申し上げようかと思ってやめたところだけれども、食事手当の話があるでしょう。政独委の指摘を受けると、外部から見ると、まだ他にもあったのかと、非常に印象が悪いです。だから、きちんと理屈の通るものであれば、ちゃんとわ

かりやすく説明しておくことが必要だと思います。

どうもありがとうございました。

○大森委員 仕分け作業で何か指摘を受けましたっけ。受けていないでしたっけ。

○井守理事 昨年の対象にはなくて、これからだと思いますが。

○大森委員 これからは一応全部やるの。

○井守理事 独立行政法人全体が対象というふうに聞いております。

○大森委員 まだ具体的に何も言ってきていないんですか。

○江口地方協力室課長補佐 4月以降、準備が始まると聞いております。

○大森委員 一応取り上げられるの。

○江口地方協力室課長補佐 全体的にと聞いております。

○山本分科会長 それは、先生、評価委員会の方で、その話が出るんじゃないですか。

○大森委員 廃止、または国に返すやつも考えてくださっているみたいで。でも、これは国に返すという話にはならないでしょう。もともと特殊法人だったよね。

○江口地方協力室課長補佐 まだ議論の方向は……

○大森委員 ちょっとまだ早いけど、きょうからの方向なんでしょう、全体とすると。消費者庁ができて。

○江口地方協力室課長補佐 そういう方向だと考えてございます。

○大森委員 だから、存在のあり方そのものが問われるような大変換がここには来ないんじゃないのかな。

○江口地方協力室課長補佐 ただ、業務一つ一つについては、いろいろとご議論をいただくことになると考えられます。

○山本分科会長 P I O - N E T機能とか、これは簡単にいって、国民の財産ですからね、どこが維持・管理するかは別として、きちんとキープしていかなければいけない。それは明らかですよ。ただし、もし政治のほうでいろいろ細かくごらんになれば、いろんなことはあり得るかもしれないですね。わかりませんが。

○大森委員 仮にすべてやるということになったら、国民センターが直に出ていって説明することになるものなの。どうなるの。

○井守理事 全くまだその辺は……

○大森委員 わからないですか。

○井守理事 はい。

○江口地方協力室課長補佐 おそらく、直接出て行く機会も多分にあるかと思いますが。

○大森委員 こんなものは担当大臣、副大臣と政務官がやるべきだよ、本来ならば、政治主導でやるんだったら。そのときに政治家の人たちが中のことをわかってくれないと困るんだよ。あれ説明したときに、弁明の能力によっちゃうでしょう。みんなの前でまたやるんでしょう。ちゃんと言えない人が出ていくと、あなたのところは削減とか廃止とかという話になるから。どういうやり方でやるのか。

僕らは間接的に、評価委員会としては、この事業そのものの重要さということで、できるだけ理解しつつ、厳しい評価をやっているわけだから、余りそれがないがしろにされると、何か一言ぐらい言いたくなるわね。評価委員会は一切何も出る幕ないのかね。

○井守理事 応援していただきたいと思っています。

○大森委員 何か余談になって恐縮なんだけど。

○山本分科会長 それでは、そういうことで、まだ今後、いろいろなことがあるかと思いますが、とりあえず今わかっている範囲で、今後の予定につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○甘利地方協力室長 参考4に大まかな予定を書いております。分科会の予定としましては、先ほど委員長のほうからお話がありましたように、7月に21年度業務実績のヒアリングを行いまして、8月に業務実績の評価を行っていただく予定です。それを評価委員会のほうに上げて報告をするというような流れになります。

よろしく願いいたします。

○山本分科会長 それでは、委員の皆様、ご予定をいただければというふうに思います。

以上で本日予定されておりました議題はすべて終了いたしました。熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

午後3時12分 閉会